住宅リフォーム券 販売のご案内

本事業は、国の「地域消費喚起・生活支援事業」の一環として稲城市の補助金・支援を受け、 稲城市商工会が市内の建設事業所等で使用できるプレミアム付住宅リフォーム券を発行するこ とにより稲城市民の消費喚起と利便性及び住環境の向上、市内建設事業者の受注機会の拡大を図 ることで地域経済の活性化に資することを目的に実施致します。

//住宅リフォーム券の概要//

【賭及対象者】

購入申請日に稲城市に住所を有する者であり、改修工事を行う住宅の所有者であること。 ※共有名義の場合は、いずれか1名を購入対象者とする。

【対象となる建物】

- ①自己の居住の用に供する住宅
- ②併用住宅における個人が所有する住宅部分 ※事業の用に供する事務所、賃貸を
- ③集合住宅における個人が所有する住宅部分

している不動産は除く

【対象工事】①・②の条件を両方満たし登録工事店が実施する工事

- ①4月1日以降に着工して11月30日までに完了するリフォーム工事であること。
- ②工事代金の支払いが6月1日~11月30日の期間内であること。

工事内容:建物の改修に関する工事全般、建物に付属する外構工事等

※家電製品等の購入や解体・取り外しのみの工事は除く

【販売期間】

平成27年6月1日(月)~ ※先着順、完売次第終了

【有効期間】

平成27年6月1日(月)~11月30日(月)

【販売価格】

購入金額10万円~100万円に対して、20%のプレミアムを付加したリフォーム券を発行 例:住宅リフォーム券購入 50万円をお支払いの場合…

(支払金額) 50万円+(プレミアム) 10万円=額面60万円のリフォーム券を発行

- ※購入は10万円~100万円の範囲内で1万円単位の販売、お一人様の購入限度額は 100万円とします。なお、購入額は見積書の範囲内となります。
- ※期間内に複数回の購入可能、ただし、お一人様 合計100万円までとなります。

【申請方法】

以下の書類を揃えて、商工会窓口に申請(平日8:30~12:00 13:00~17:00)

- 1. 住宅リフォーム券購入申込書
- 2. 4月1日以降に登録工事店が発行した見積書の写し
- 3. 申請者の住民票(写しも可能)※6カ月以内に発行のもの

【支払方法】

申請時に書類不備が無ければ購入金額のお振込先をお知らせ致します。

商工会が指定する期日までにお振込み下さい。 ※現金でのお支払いはできません。

【住宅リフォーム券受取方法】

商工会が購入代金を確認後、住宅リフォーム券とアンケート用紙を簡易書留によりご郵送いたします。

【登録業者】

登録業者はホームページで公開しております。

ホームページでご確認いただくか、直接業者へお問い合わせください。

【注意事項】

- 一度購入された住宅リフォーム券は、購入後に工事の中止等いかなる理由であっても現金への お引替えは致しません。商品券を購入するタイミングは申請者の責任でご判断下さい。
- ・施工業者へ住宅リフォーム券でお支払いをする際には、必ず事前にお渡しするアンケート用紙 を合せてご提出ください。
- ・稲城市商工会住宅改修等補助金との併用は可能ですが、今回申請する工事に対して、国・東京 都・稲城市より他の補助金を受ける場合、住宅リフォーム券は併用できません。

【購入からお支払いの流れ】

